

経済・財政再生計画 改革工程表 2017改定版 概要

改革工程表は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」にのっとり改革を着実に推進するため、毎年末に、個別政策ごとに進捗状況及び今後の取組の進め方等を取りまとめているもの。本改革工程表は2回目の改定版。
【○：これまでの取組 →：今後の取組】

【主要分野毎の改革の主な取組】

社会保障分野

▶ 地域医療構想の実現に向けた取組等

○全都道府県が前倒しして地域医療構想を策定（2016年度末）
→個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針の速やかな策定に向けて、都道府県ごとに2年間で集中的な検討が行われるよう、地域医療構想の進捗状況を3か月ごとに管理し、公表

▶ 健康増進、医療費適正化

○各都道府県において、第3期医療費適正化計画を策定（2017年度末）
→保険者へのインセンティブを強化するとともに、保険者協議会において、都道府県が中核的な役割を發揮し、住民の健康増進と医療費適正化を推進

▶ 診療報酬、介護報酬改定

→7対1入院基本料を含めた急性期に係る入院基本料、長期療養に係る入院基本料の評価体系の見直し等、機能に応じた適切な評価について、2018年度診療報酬改定において対応
→身体介護・生活機能の報酬にメリハリをつけて評価することについて、2018年度介護報酬改定において対応

▶ 介護保険制度

○保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重篤化防止に向けた取組を推進することなどを内容とする改正介護保険法を提出、成立
→負担軽減インセンティブ付与・改善等により保険者の取組を促進
調整交付金の活用について、第7期期間中（2018～2020年度）に検討し、結論

▶ 薬価制度の抜本改革等

○2016年12月に「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」をとりまとめ
→新薬創出等加算、長期取組品の薬価、毎年薬価調査・毎年薬価改定等について、抜本的改革を実施
○後発医薬品の使用割合を80%とする時期を2020年9月と決定
→2018年度実績から保険者ごとの後発医薬品の使用割合を公表するなど更なる対応を実施

▶ 生活保護、生活困窮者自立支援

→生活保護受給者に対する頻回受診対策の強化を行うとともに、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度について、関係審議会等の検討結果に基づき2018年通常国会へ法案を提出。また、級地制度の抜本的な見直しにも今後取り組む。

地方行財政改革・分野横断的な取組

▶ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

○地方交付税におけるトップランナー方式について、16業務について2016年度から、2業務について2017年度から基準財政需要額の算定に反映開始

→窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討

○公営企業（水道、下水、病院）の広域化等について、検討を要請。公営企業の経営基盤強化に向け経営戦略等の策定を推進

→公営企業について経営基盤強化の取組の見える化等を推進。第三セクターについて、財政的リスク状況を踏まえ、自治体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進

▶ 地方行財政の「見える化」

○地方公共団体の基金について、積立状況等に関する調査・分析を実施
→基金の考え方・増減の理由・今後の方針を含め、各地方公共団体に財政状況に関する公表内容の充実を要請。見える化促進を検討

▶ IT化と業務改革、行政改革

○マイナンバー活用促進ロードマップを策定、マイナポータルの本格運用を開始

→マイナンバーの利用範囲の戸籍事務、旅券事務等への拡大について、2019年通常国会での関連法案提出に向け、法制上の措置を検討

社会資本整備

▶ コンパクト・プラス・ネットワークの形成

○立地適正化計画の作成について、357市町村が具体的な取組を行い、112市町村が計画を作成・公表（2017年7月末）
→2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものの計画策定を促進

▶ 公共施設のストック適正化

○ほぼすべての地方公共団体が、公共施設等総合管理計画の策定を完了
→個別施設計画の着実な進捗を図るとともに、計画の主な内容や維持管理・更新費の見通しを比較可能な形で示す「見える化」を推進

▶ PPP / PFIの推進

○PPP / PFI手法導入を優先的に検討する仕組みについて、国及び人口20万人以上の地方公共団体への導入を推進
→地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への取組を進める。

▶ 所有者を特定することが困難な土地の有効活用

○所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインを策定・改訂
→公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組み等について次期通常国会に法案を提出するとともに、登記制度や土地所有権の在り方といった中長期的課題について検討を進める。

▶ インフラマネジメントに資するデータプラットフォームの構築

○社会資本情報プラットフォームの試行運用を開始
→各府省、地方公共団体、民間事業者等とのデータ連携を推進

文教・科学技術

▶ エビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底

○教育政策全体のPDCAサイクル構築等の検討
→次期教育振興計画においてライフステージを通じた教育政策全体のPDCAサイクル構築を推進、地方自治体にも普及・促進
→EBPM推進の基盤となる教育関連データの整備、多様な研究者による活用等を促進

○教員の勤務実態調査の実施・調査分析
→定量的な学校の業務改善内容の成果分析を行い、取組の推進、業務の効率化・質の向上等を図る

○大学教育の質の向上のための大学改革の検討
→大学教育の質や成果の見える化、外部人材の登用の促進、ガバナンス改革など経営力強化、少子化や経済社会の変化等を踏まえた大学組織再編等を推進

▶ 民間資金の導入促進

○科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブを具体化
→民間研究開発投資誘発効果の高い領域への各省施策の誘導を図る官民研究投資拡大プログラム（PRI SM）等の推進

▶ 予算の質の向上・重点化

○指定国立大学法人制度を創設し3大学を指定、卓越大学院プログラムを創設、年俸制、クロスアポイントメント制度の導入を促進

→KPIを設定し、世界最高水準の教育研究活動の展開、年俸制・クロスアポイントメント制度等のメリット分析、優良事例の横展開を推進

○戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について、社会実装を推進

→成果、実績等について、定量的な評価を実施、今後の施策に反映